

# 野焼きは禁止です!

ごみの焼却（野焼き）は、煙・灰・悪臭などにより

**ご近所に迷惑をかける行為ですので行わないでください!**

野焼きはダイオキシン類などによる大気汚染の原因となるため、例外を除き法律で禁止されています。

**【罰則】 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科（法人の場合は3億円以下の罰金）**



- ・紙やビニール袋など日々の生活で出るごみの焼却は認められませんので、ごみの分別に従って処理してください。なお、仕事で出たごみは事業系廃棄物として処理する必要があります。
- ・廃ビニール（農業用を含む）、プラスチック類などは、有害物質とともに黒煙や悪臭が激しく発生するので、焼却しないでください。
- ・下記の例外行為であっても、**煙・灰・悪臭などが周辺地域の迷惑となり、生活環境に与える影響が軽微でない場合や、周辺住民から苦情が寄せられた場合は、指導の対象となります。**

【禁止の例外とされている行為】

※なお、例外であっても苦情が寄せられた場合は指導します

- 田畑の害虫駆除など、やむを得ないもの
- しめ縄の焼却など、風俗習慣上、宗教上の行事を行うもの
- 落ち葉たき、キャンプファイアー、暖をとるためのたき火など
- 許可を受けた施設など、基準に従った施設でのごみの焼却

(枯れ草などのごみの処理方法は裏面へ → )

豊橋市役所廃棄物対策課 (☎51-2410)、環境保全課 (☎51-2395)

## 枯れ草、剪定枝などを

ごみとして出したいときは・・・



### 1. 事業活動に伴って出す場合（農業も事業活動です）

→事業系ごみになりますので、次のいずれかの方法で処理してください。

- ①許可を受けた廃棄物処理業者に費用を支払って処理を委託する(詳細は市廃棄物対策課までご相談ください)。
- ②市廃棄物対策課の窓口で廃棄物投入許可証を取得し、許可証を持参して自分で資源化センターに運び込む。

※投入許可証の取得は無料、投入許可証取得後の資源化センターへの投入料金は150円又は240円/10kg、品目・業種等により異なる。



### 2. 家庭ごみ(生活ごみ)の場合

→もやすごみなどの分別ルールに従い、ごみステーションに持ち出してください。

多量に出す場合は、通常のごみの収集に支障となることがあるので、できるだけ資源化センターに直接持ち込んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

※自宅で事業を営んでいる方の場合、事業系ごみと家庭ごみは分けて処理してください。



### ■お問い合わせ先

分類	問合せ先
・施設への投入許可証の取得手続きについて ・事業系ごみの分類、処理方法について	廃棄物対策課 (51-2410)
・野焼き対応について	廃棄物対策課 (51-2410) 環境保全課 (51-2395)
・家庭ごみの分類について	環境政策課 (51-2399)

<廃棄物の適正な処理にご理解・ご協力をお願いいたします>